

平成19年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,585ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	206戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	17,002,706千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	41,446,962千円
第1項	営業収益	39,041,518千円
第2項	営業外収益	2,404,434千円
第3項	特別利益	1,010千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	40,687,284千円
第1項	営業費用	25,871,447千円
第2項	営業外費用	14,794,837千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,622,642 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 759,678 千円及び当年度分損益勘定留保資金 14,862,964 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	44,179,721 千円
第1項	企 業 債	34,754,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	1,495,888 千円
第3項	国 庫 補 助 金	5,082,687 千円
第4項	負 担 金	20 千円
第5項	寄 附 金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	2,020 千円
第7項	基 金 繰 入 金	2,844,970 千円
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第9項	投 資 収 入	106 千円
第10項	そ の 他 資 本 的 収 入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	59,802,363 千円
第1項	建 設 改 良 費	17,002,706 千円
第2項	償 還 金	40,120,681 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	2,020 千円
第4項	基 金 造 成 費	96 千円
第5項	投 資	2,666,860 千円
第6項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度 公共下水道建設事業費	平成20年度から 平成21年度まで	7,329,812千円
平成19年度土地借上料	平成20年度	171千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成19年度から 債務消滅時まで	12,320千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 11,193,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借換債	千円 15,561,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 9.0% 以内	借入れの日から 25 か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費 平準化債	8,000,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 9.0% 以内	借入れの日から 20 か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

5,275,164千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,224,122千円である。

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部孝夫